

## 新型コロナウイルス感染症流行による A 事業所への影響について

医療法人晃和会谷口病院 通所リハビリテーション 東 泰宏 (介護福祉士)

### 1. 背景と目的

中国武漢市で原因不明の肺炎により、令和2年1月6日厚生労働省より注意喚起の発表があり、その後パンデミックが発生し世界中で多大なる影響が生じ現在に至る。国内でも感染者の増加により、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症という）との「戦い」が始まる。A事業所（以下、事業所という）でも国内の感染状況の拡大や変異株の出現及び置き換わりにより、事業所への影響や利用者への影響が生じたことで感染症流行下での事業所の取組みや対応について考察する。

### 2. 倫理的配慮

記載にあたり院内倫理委員会の承諾を得るとともに、論文へ記述している対象者及び代理人へ口頭での説明を行い、下記の内容を明記した同意書にて同意を得た。

- 1：記載の主旨を説明し、対象者の自由意志で諾否が決められること。
- 2：記載への協力の有無により、不利益が生じないこと。
- 3：特定の個人を識別できる記述内容を明記しないこと。
- 4：記述内容について、対象者及び代理人より確認を求められた場合は速やかに開示すること。
- 5：論文の使用目的を明記し、目的以外での使用をしないこと。

### 3. 利用者の減少

表 1

感染症の影響による利用者減少（簡易表）			
	新規利用者 (再利用者を含む)	一時利用中止利用者 (利用中止を含む)	週間利用者数の減少
令和2年 12月☆	3名	2名 <b>6名 (内1名は利用中止)</b>	-20人 (内13人) 16%減少
令和3年 1月	0名	2名	-7人
2月☆	0名	1名 1名	-4人 (内1人) 1.7%減少
3月	1名	1名	-2人
7月☆	5名 ※感染症の影響で利用中止していた5名 再利用開始		

令和4年 1月☆	2名	6名	-14人 17.9%減少
令和4年 3月☆	0名	1名	-2人 3.5%減少
<p>感染症流行が理由で合計4名の利用者が利用中止となる。  ※太文字や☆マークのある月は感染症の影響や特記事項の月を示している。  ※変異株の影響により利用を控える利用者が再度続出し、事業所にとって大きい影響となった。</p>			

#### 4. 利用者への影響

##### B氏への影響

独居生活を送られていたB氏は、自宅で転倒し鎖骨骨折で入院となる。退院後は元の住まいへ戻らず、別の場所へ引っ越した。当時の感染状況により感染予防対策として外出を控え、事業所の再利用は未定となった。感染状況が落ち着いたこと、ワクチン接種を終えたことで事業所を再利用される。

##### 『課題』

当時のB氏に必要とされたのが、身体機能の回復と意欲の向上である。

##### 『支援』

身体機能についてはリハビリで機能面の回復を図ると共に、リハビリの時間以外でも運動を取り入れることで身体機能の向上と意欲の回復を図る。

##### 『結果』

リハビリを重ねた結果、身体機能の向上と意欲の回復が見られ、本人から明確なニーズの確認ができるようになった。

##### C氏への影響

独居生活を送られていたC氏は、記憶障害の進行により独居生活が困難になった。当時住んでいた場所から別の場所へ引っ越したが、当時の感染状況から事業所の利用はせずに外出を控える。感染状況が落ち着いたこと、ワクチン接種を終えたことで事業所を再利用される。

##### 『課題』

再利用時の様子として、身体機能レベルの大きな変化は見られないが「不安感」の出現が著明であった。

##### 『支援』

不安感から本人の訴えは様々であり、訴えの多くが住環境の変更によるものだった。特に訴えが強かったのが、①以前住まわれていた家の様子を見たいこと。②財布がないことであった。当時の解決すべき課題として「不安感の軽減」を目標に掲げ、表面上の訴えのみを聞くのではなく、しっかりと耳を傾けて聴き真意の訴えを見逃さないように留意し支援を行った。

『結果』

現在では、以前住まれていた家のことを気になる様子は依然と続いているが、訴えの内容が減り不安感がなく過ごされる時間が多くなった。

5. 感染予防対策

表 2

感染症流行前	感染症流行後
① 職員の体調管理 ：自己申告や口頭での確認	① 朝夕の検温測定及び体調確認の記録 ※体調に不安を感じた場合は、気兼ねなく休暇を取れる体制及び声掛け。また、急遽休みの場合もあるので、人員の確保を中心に整備する
② 入室制限 ：職員以外の外部からの入室制限なし	② 利用者・職員以外は入室禁止 ※感染状況により、ワクチン接種の有無や入室場所を限定し、許可制にて入室可能とした。ただし、感染状況に応じ入室禁止措置をとる
③ 利用者の体調確認 ：送迎時に口頭で確認	③ 送迎時、利用者の検温測定及び家族の体調変化の確認
④ 送迎車 ：送迎後、午前1回午後1回の清掃を実施	④ 送迎後の消毒及び車内換気を、送迎後の一便ごとに行う
⑤ 感染予防対策 ：院内マニュアルに沿った対策 I 咳症状があればマスク着用 II 加湿空気清浄機の設置及び換気 III 咳症状がなければ、間隔を空けず着席 IV 共有物使用時は消毒を行う V 季節ごとに啓発活動を行う	⑤ 感染予防対策実地指導を受けて対策の強化 I 飲食時以外はマスク着用し、飛沫防止パネルを設置する II 加湿空気清浄機の増設及び空気の流れを意識した定期的な換気を行う III 「密」回避のためテーブルを増設する IV 一時隔離場所の整備及び可能な範囲で共有物の回避と消毒を行う V マスク着用や手洗い、密回避などのポスターの掲示、感染予防対策を載せたチラシを配布し啓発活動を行う
⑥ 新規利用者 ：事業所が定める手続きに準じ利用開始	⑥ 利用前に抗原定性検査を実施し、事業所が定める手続きに準じ利用開始
⑦ 職員用食堂 ：専用の部屋を設けており、食事や休憩場所として使用	⑦ 職員用食堂への密を防ぐため、別部屋を開放する。また、飲食時はマスク未着用となるので黙食とする

## 6. 感染予防対策に対する利用者の反応及び声

表 3

感染予防対策に対する利用者の反応及び声	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消毒頻度が多くなり手荒れがする (感染症流行前は食事前や必要時だけだったが、流行後は入室前や共有物に触る前後に適時実施する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が利用者へ「なぜマスクをしないのか？」と怒り気味で言う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>マスクをしていると息苦しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション時など、職員の声が聞こえにくい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>マスク着用を促すと表情が歪む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設（事業所）以外へ外出することはないから大丈夫</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>マスクをしていると会話しにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳が遠いからマスク越しだと話している内容がわからない</li> </ul>
<p>『主な内容として上記の声があり、下記の対応を行う』</p> <p>飛沫防止のためマスク着用の必要性の説明を行い、手指消毒による手荒れの訴えがある場合はハンドクリームなどで手のケアを行った。</p> <p>声が聞こえにくいことについては、「ゆっくり」「一つ一つの音を丁寧に」発音するように心掛けた。</p> <p>施設以外へ外出しないから大丈夫という声に対しては、感染予防の観点から説明を行い、理解を得る。</p>	

## 7. 事業所として困ったこと

表 4

事業所として困ったこと	
<p>マスクは着用しているが鼻までマスクが覆われていない</p>	<p>共有物回避のためレクリエーションを制限したことで、利用者の楽しみを奪うことになった</p>
<p>感染症が蔓延している地域へ、同居家族と出掛けたと聞いたとき</p>	<p>密回避のため一つのテーブルへ座る間隔を空けたことで、利用者間の交流がスムーズにできなくなった</p>
<p>同居はしていないが、発熱している家族と一緒に買い物へ出掛けたと聞いたとき</p>	<p>マスク着用により目元までしかわからないことで、表情からのコミュニケーションが取りにくくなった</p>
<p>『困ったことについての対応』</p> <p>緊急事態宣言発令中の都道府県への外出及び対象の他府県から来県された場合は体調変化が生じていないことを確認し、抗原定性検査実施後に利用を開始した。</p> <p>レクリエーションについては、例えば感染症流行前はマイクを使用しカラオケを実施していたが、感染症流行後はカラオケを中止した。しかし、音楽を流し対面に</p>	

ならない様に口ずさむ程度なら可能と判断した。

共有物を使用する際は消毒が可能な物を使い、使用前後に消毒をしてからレクリエーションで用いる。

コミュニケーションの場面では、マスク着用していることで表情から読み取りにくくなったので、声のトーンやイントネーション、早さに注意を払い、より一層注視して観察を行った。

## 8. 改善策

当初はマスク未着用の時間が長く、様々な反応や声が利用者から上がったが、感染予防対策への説明を丁寧に繰り返すことで利用者の理解も少しずつ深まり、マスク着用時間が長くなったこと、手指消毒も自ら手を差し出して行ってくれるようになった。緊急事態宣言発令中の他府県から家族が来県された場合は体調変化がないか確認し、抗原定性検査の実施後の利用とした。新規利用者に対しても抗原定性検査を実施し、また感染予防対策の実地指導を受けて、見直し及び強化することで「**安心・安全**」に利用頂けるよう整備した。

## 9. まとめ

感染症流行の長期化により制約が生じ、利用者から不満の声や利用中止となったケースもあった。感染予防として長期間外出を控えた利用者や、それにより心身機能の低下が生じた利用者もいた。利用者の減少が著しい状態となるも利用者獲得の活動の制約もあり、職員の士気の低下も生じた。

当初は感染予防対策を最優先し、利用者の声が聞こえていても、感染予防対策の名の下に利用者の「声」を犠牲にしていた面もあった。

感染症の流行が長引き、**正しく恐れる**ことで感染症との共存の試みを行い、感染予防対策は徹底した上で「**できない**」ことから「**できる**」ことへ視点を切替えることができた。利用者の声を「**聴く**」という基本姿勢を振り返り、質の向上に努めた。

この様な経過を辿り、変異株の出現により感染者数が増加し対応を迫られたが、感染予防である、マスク着用、手指消毒、定期的な換気、密の回避といった基本対策を徹底した。職種の性質上利用者との接触は避けられないので、事業所として職員個々としてエッセンシャルワーカーの自覚を持ち、感染予防対策を徹底していきたい。

## 10. 参考文献

(1)厚生労働省老健局（令和2年12月）：介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000817384.pdf>

アクセス日：令和2年12月

(2)厚生労働省老健局（令和2年10月・令和3年3月）：介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引き第1・第2版

<https://www.mhlpw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

アクセス日：令和2年10月・令和3年3月